

玖谷埋立地拡張整備事業に係る
環境影響評価準備書

平成 18 年 3 月

広島市

環 境 影 響 評 価 準 備 書

事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）		名 称：広島市（環境局施設部施設課） 代表者：広島市長 秋葉 忠利 住 所：広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
事業の目的		「第 2 章 2. 1 事業の目的」参照
事業の名称		玖谷埋立地拡張整備事業
事業の内容	事業の種類	最終処分場の規模の変更の事業
	事業の規模	「第 2 章 2. 3 事業の内容」参照
	事業の実施を予定している区域	広島市安佐北区安佐町大字筒瀬 「第 2 章 2. 3 事業の内容」参照
	事業の実施に係る工法、期間及び工程計画並びに供用予定時期	「第 2 章 2. 3 事業の内容」参照
	事業の実施を予定している区域内における施設の種類、規模及び配置計画の概要	「第 2 章 2. 3 事業の内容」参照
	事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動の内容の概要	「第 2 章 2. 3 事業の内容」参照
	事業に密接に関連して行われる事業の内容の概要	—
	その他既に決定されている事業の内容に関する事項	—
事業の実施を予定している区域及びその周囲の状況		「第 3 章 事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況」参照
広島市環境影響評価条例第 5 条の規定に基づき行った環境の保全についての配慮の内容		「第 4 章 環境配慮事項」参照
実施計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解		「第 5 章 5. 1 市民意見の概要及び事業者見解」参照
実施計画書について市長が環境の保全の見地からの検討を行った結果に基づく意見及び当該意見についての事業者の見解		「第 5 章 5. 2 市長意見の概要及び事業者見解」参照
事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法		「第 6 章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」参照

環境影響評価の結果	環境影響評価の項目ごとに取りまとめた調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	「第 7 章 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果」参照
	環境の保全のための措置	「第 9 章 環境保全のための措置」参照
	環境の保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講じるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置	「第 10 章 事後調査計画」参照
	事業に係る環境影響の総合的な評価	「第 11 章 総合的な評価」参照
環境影響評価の全部または一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）		名 称：復建調査設計株式会社 代表者：代表取締役 近藤 英樹 住 所：広島県広島市東区光町 2 丁目 10 番 11 号
事業の実施に際して必要な許認可等の種類及び根拠となる法令の規定並びに当該許認可等を行う者の名称		「第 12 書 事業に係る許認可、届出等」参照
事業の実施に際して必要な特定届出の種類及び根拠となる法令の規定並びに当該特定届出の受理を行う者の名称		「第 12 書 事業に係る許認可、届出等」参照
そ の 他		—

目 次

第 1 章	事業の名称及び事業者の名称等	1-1-1
第 2 章	事業の目的、名称及び内容	2-1-1
2.1	事業の目的	2-1-1
2.2	事業の名称	2-1-2
2.3	事業の内容	2-1-2
2.3.1	事業の種類	2-1-2
2.3.2	事業計画地	2-1-2
2.3.3	事業の規模	2-1-3
2.3.4	その他既に決定されている事業の内容	2-1-5
第 3 章	事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況	3-1-1
3.1	自然的状況	3-1-1
3.1.1	大気環境	3-1-1
3.1.2	水環境	3-1-13
3.1.3	土壌環境	3-1-29
3.1.4	生物環境	3-1-32
3.1.5	景観等	3-1-33
3.2	社会的状況	3-2-1
3.2.1	人口	3-2-1
3.2.2	産業	3-2-1
3.2.3	土地利用	3-2-4
3.2.4	水域利用	3-2-6
3.2.5	交通	3-2-6
3.2.6	環境の保全等に特に配慮が必要な施設	3-2-9
3.2.7	生活環境施設	3-2-9
3.2.8	環境の保全に係る法令等	3-2-11
第 4 章	環境配慮事項	4-1-1
4.1	基本的配慮事項	4-1-1
4.2	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	4-1-2
4.3	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	4-1-2
4.4	人と自然との豊かなふれあいの確保	4-1-2
第 5 章	実施計画書に係る意見の概要及び事業者見解	5-1-1
5.1	市民意見の概要及び事業者見解	5-1-1
5.2	市長意見の概要及び事業者見解	5-2-1

第 6 章	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	6-1-1
6. 1	環境影響評価項目の選定	6-1-1
6. 2	調査、予測及び評価の手法	6-2-1
第 7 章	調査結果の概要並びに予測及び評価の結果	7-1-1
7. 1	大気質	7-1-1
7. 2	騒音	7-2-1
7. 3	振動	7-3-1
7. 4	悪臭	7-4-1
7. 5	水質等	7-5-1
7. 6	地下水汚染	7-6-1
7. 7	土壌汚染	7-7-1
7. 8	動物	7-8-1
7. 9	植物	7-9-1
7. 1 0	生態系	7-10-1
7. 1 1	景観	7-11-1
7. 1 2	人と自然とのふれあい活動の場	7-12-1
7. 1 3	廃棄物等	7-13-1
7. 1 4	温室効果ガス	7-14-1
第 8 章	前回アセス結果との比較・検討	8-1-1
第 9 章	環境保全のための措置	9-1-1
第 1 0 章	事後調査計画	10-1-1
第 1 1 章	総合的な評価	11-1-1
第 1 2 章	事業に係る許認可、届出等	12-1-1

第 1 章 事業の名称及び事業者の名称等

1. 1 事業の名称

「玖谷埋立地拡張整備事業」

1. 2 事業者の名称、代表者の氏名及び住所

事業者：	名称	広島市（環境局施設部施設課）
	代表者	広島市長 秋葉 忠利
	住所	広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

第2章 事業の目的、名称及び内容

2.1 事業の目的

市民生活や都市生活の中で生じる様々な廃棄物を適正に処理することは、生活環境の保全及び公衆衛生の向上はもとより、都市の健全な発展を図るうえにおいても極めて重要である。

玖谷埋立地では、平成2年度から本市で発生する廃プラスチックや焼却灰等の不燃性廃棄物を埋立処分してきたが、近年のごみ量の増加により残余容量が減少し、将来にわたる安定的なごみ処理体制が懸念される状況となっている。

これに対し、平成13年度からは事業系不燃ごみの搬入規制やペットボトルの分別収集により、平成16年度からは容器包装プラスチックのリサイクルなどにより、玖谷埋立地へのごみの搬入量を減少させるとともに、循環型社会の構築に鋭意取り組んでいるが、依然として焼却灰や一般家庭から排出される不燃ごみなどについては、埋立処分に頼らざるを得ないのが現状である。

そこで、これらの課題を解決するため、平成17年に策定した、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める「一般廃棄物処理基本計画」に本事業を位置付け、玖谷埋立地の埋立区域を拡張し、廃棄物容量を増量するとともに、埋立期間を平成31年度末まで延伸する。

2.3.3 事業の規模

事業の規模は、表 2-3.1 のとおりである。

表 2-3.1 事業の規模

	拡張前の全体計画	拡張後の全体計画
総面積	約 43ha	約 53ha
埋立面積	約 12.7ha	約 14.6ha
埋立容量 (内廃棄物容量)	約 340 万 m ³ (約 300 万 m ³)	約 410 万 m ³ (約 350 万 m ³)
埋立期間	平成 2 ～ 16 年度	平成 2 ～ 31 年度
浸出水	下水道放流	同左
処理施設	凝集沈澱処理 + 砂ろ過 + 活性炭吸着	
防 災 施 設	調整池 : 1 カ所 (16, 100m ³)	調整池 : 1 カ所 (16, 700m ³)
	砂防ダム : 7 カ所	砂防ダム : 8 カ所
埋立地平平面図	図 2-3.2 のとおり	図 2-3.3 のとおり
埋立地断面図	図 2-3.4 のとおり	

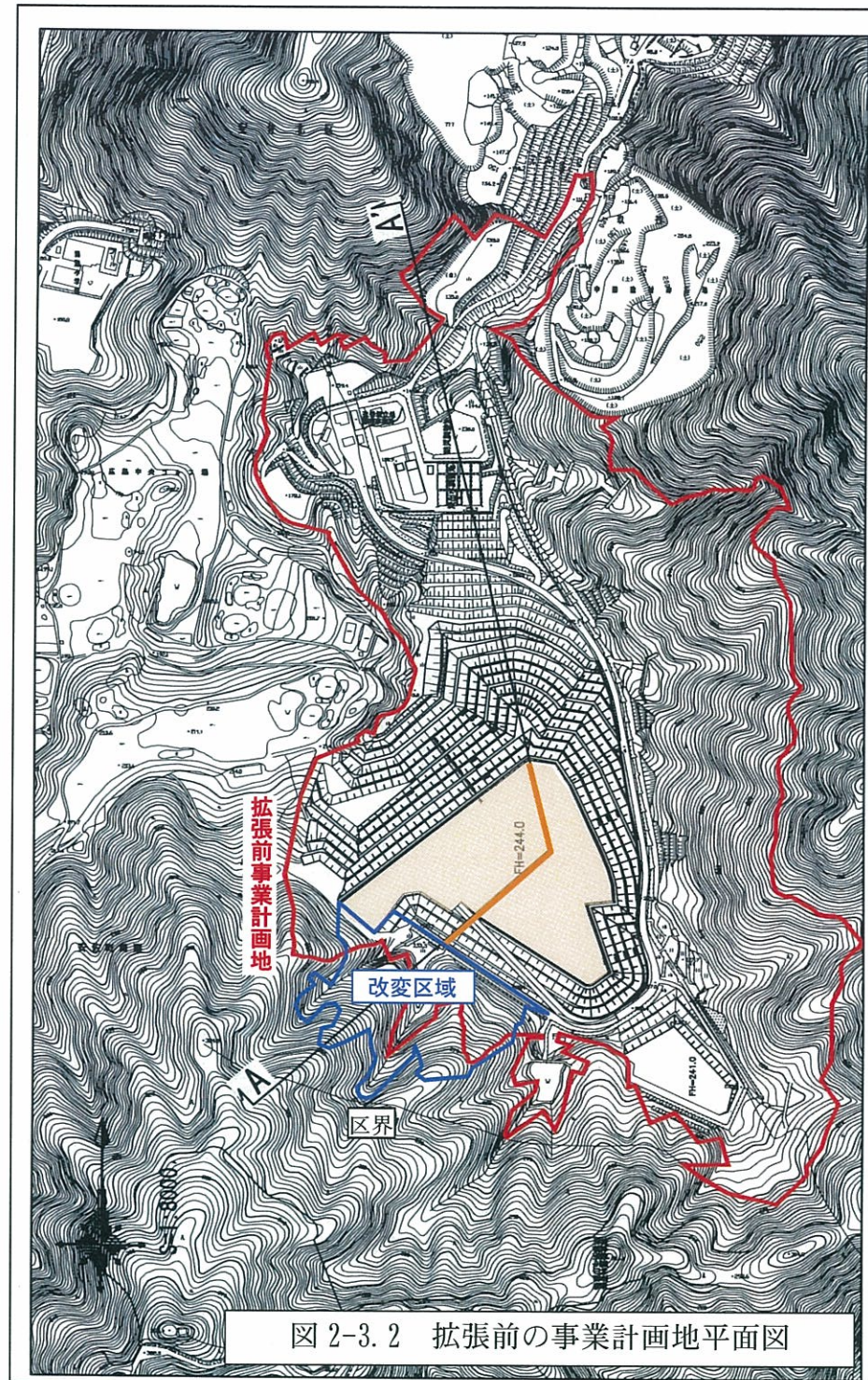


図 2-3.2 拡張前の事業計画地平面図

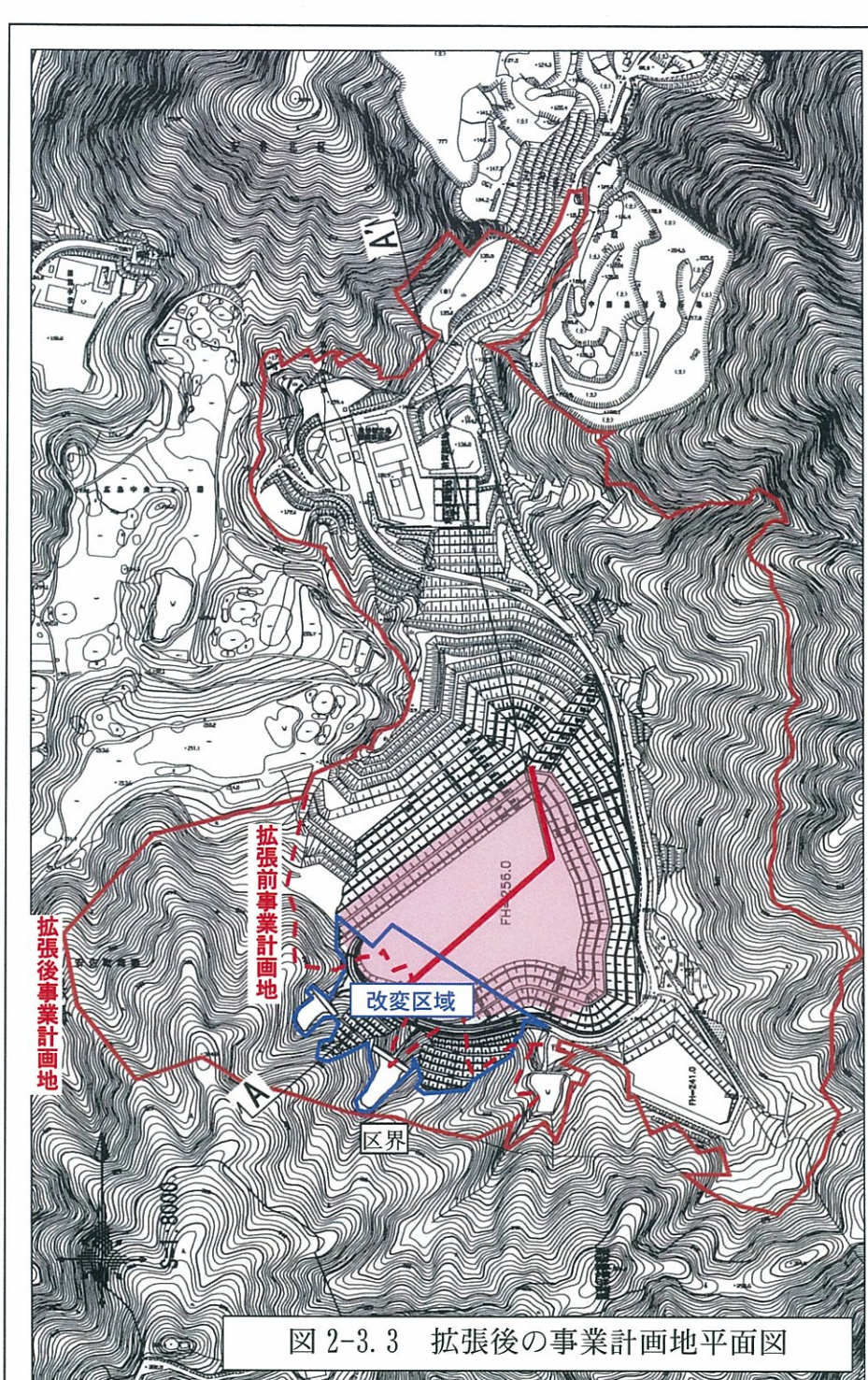


図 2-3.3 拡張後の事業計画地平面図

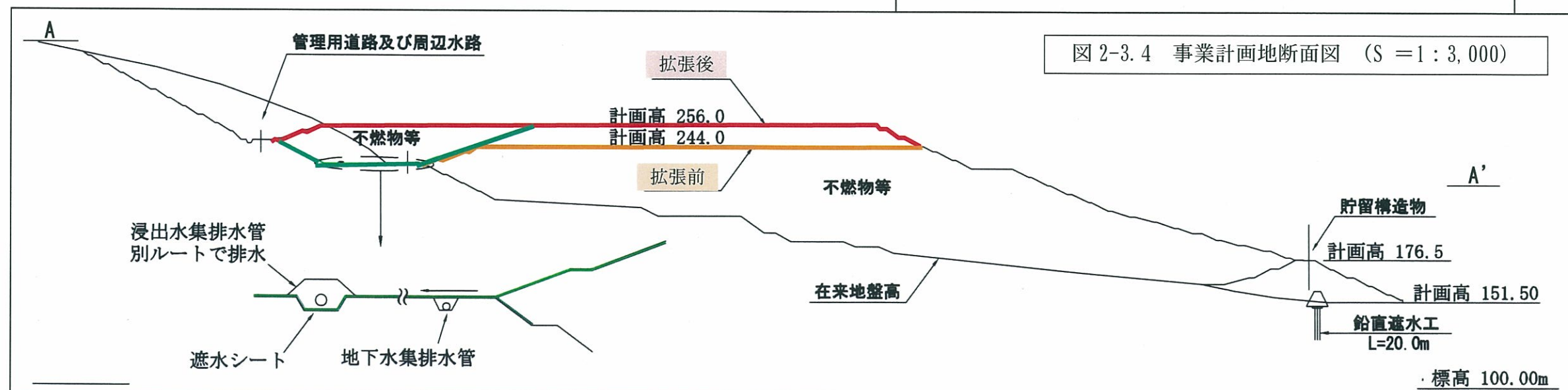


図 2-3.4 事業計画地断面図 (S = 1 : 3,000)

2.3.4 その他既に決定されている事業の内容

① 拡張計画の見直し

玖谷埋立地拡張整備事業については、平成14年度に廃棄物容量をそれまでの300万m³から390万m³に増量する計画で、広島市環境影響評価条例（平成11年 広島市条例第30号；以下「条例」という。）の規定に基づき「実施計画書」を作成し、引き続き環境影響評価準備書の作成に着手してきた。

しかしながら、平成16年7月に「ゼロエミッションシティ広島を目指す減量プログラム」が策定され、これを加味した将来のごみ量推計をもとに、玖谷埋立地の拡張規模を見直した。

その内容は、表2-3.2及び図2-3.5のとおりであり、見直し後の埋立面積の増加分は1.9haとなり、条例で規定する対象事業の規模以下になったが、条例の規定に準じて環境影響評価を行うことにした。

表 2-3.2 主な変更の内容

	見直し前の拡張計画	見直し後の拡張計画
埋立容量	約450万m³	約410万m³
内、廃棄物容量	約390万m³	約350万m³
総面積	約49ha	約53ha
埋立面積	約16.3ha	約14.6ha
内、増加面積	約3.6ha	約1.9ha

※平面レイアウト見直し

主要な構造物	擁壁	延長＝約490m	延長＝約360m
	内、新設部分	延長＝約170m	延長＝約40m
	砂防ダム	10箇所	8箇所
	切土法面部	3箇所	2箇所

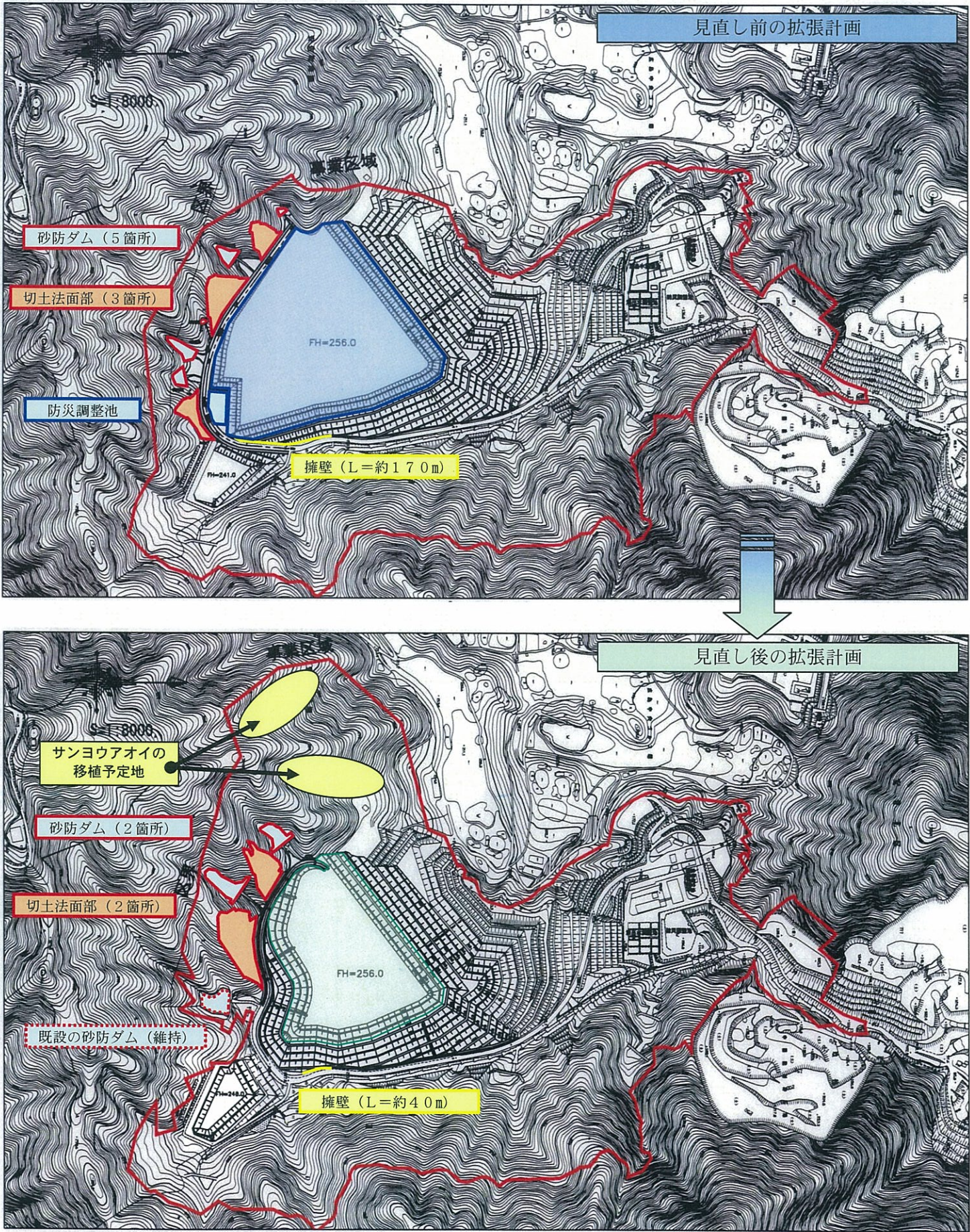


図 2-3.5 見直し前後の平面計画の比較図

② 工事計画

拡張整備事業に係る今後の予定は表 2-3.3 (1) のとおりで、造成工事は平成 20 年 7 月～平成 23 年 9 月頃までの約 3 カ年を計画している。また、造成工事の月単位の工程は表 2-3.3 (2) のとおりである。

表 2-3.3 (1) 拡張整備事業の今後の予定

平成年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
環境影響評価等										
実施設計										
用地取得										
造成工事										

表 2-3.3 (2) 造成工事の工程表

工事工種		種別	H20年度												H21年度												H22年度												H23年度																				
			7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9																		
造成工事	準備工	伐開・除根	→									→																																															
		パイロット道	→									→																																															
	擁壁等土砂流出防止工事	切土（土砂、軟岩Ⅰ）				→									→																																												
		切土（軟岩Ⅱ）							→																																																		
		盛 土							→												→																																						
		残土運搬（場内）				→									→																																												
		擁 壁	→																																																								
		練積ブロック										→												→																																			
		法面整形							→												→																																						
	遮水工事	下地整形・遮水シート																						→																					→														
		保護土																												→																		→											
	地下水集排水工事	地下水集排水管				→												→																																									
	浸出水集排水工事	浸出水集排水管																									→																																
		ガス抜き管																												→																								→					
		竪 樋																															→																										
		浸出水調整池																												→																													
	雨水集排水及び砂防工事	水 路				→												→																																									
砂防堰堤					→												→																																										
流 路								→												→																																							
防災調整池改修																							→																																				
既設堰堤撤去								→																																																			
搬入道路工事	路盤・舗装																																					→																					

③ 廃棄物搬入計画

ア ごみの搬入量

年間のごみ搬入量の実績及び計画量は、図 2-3. 6 のとおりである。

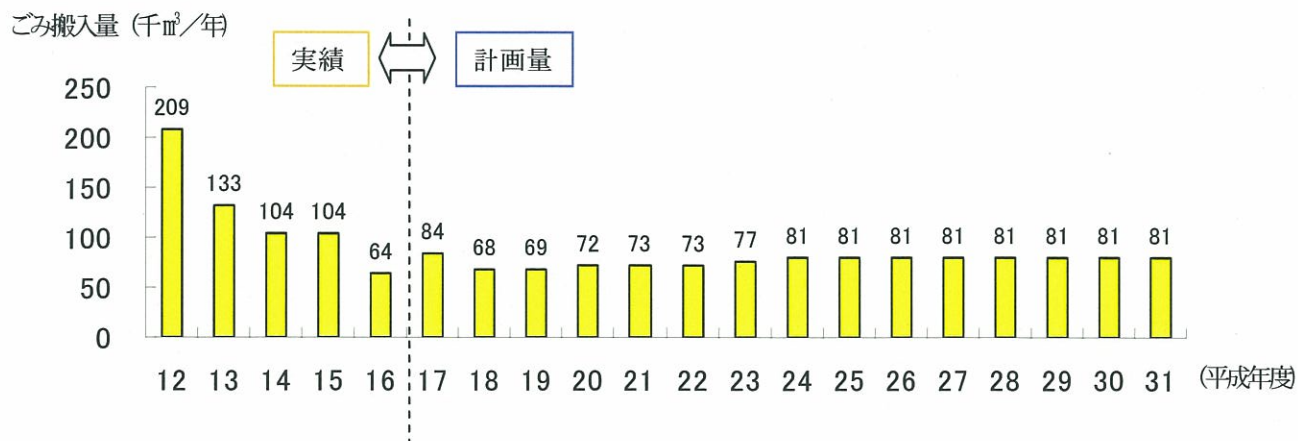


図 2-3. 6 ごみ搬入量実績及び計画量

イ 受入れる廃棄物の種類

埋立地に受入れる廃棄物の種類は、表 2-3. 4 のとおりである。

表 2-3. 4 受入れる廃棄物の種類

受入れる廃棄物の種類		備 考
一般廃棄物	不燃ごみ (陶磁器類、焼却灰等)	埋立地の適正な管理・運営に 支障を及ぼさないものに限る。
産業廃棄物	燃え殻、汚泥、 廃プラスチック類（発泡スチロールを除く。）、 ガラスくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）	

ウ 搬入時間

搬入時間は、原則として平日の午前 8 時 30 分から午後 4 時までとする。

エ 主たる搬入ルート

主たる搬入ルートは図 2-3. 7 に示すとおりで、国道 54 号線を経て、太田川橋西詰から県道 177 号下佐東線を北上し、途中、安佐町筒瀬から県道 269 号今井田緑井線、次いで、市道安佐北 4 区 440 号線を経て廃棄物最終処分場へ進入する往復ルートである。

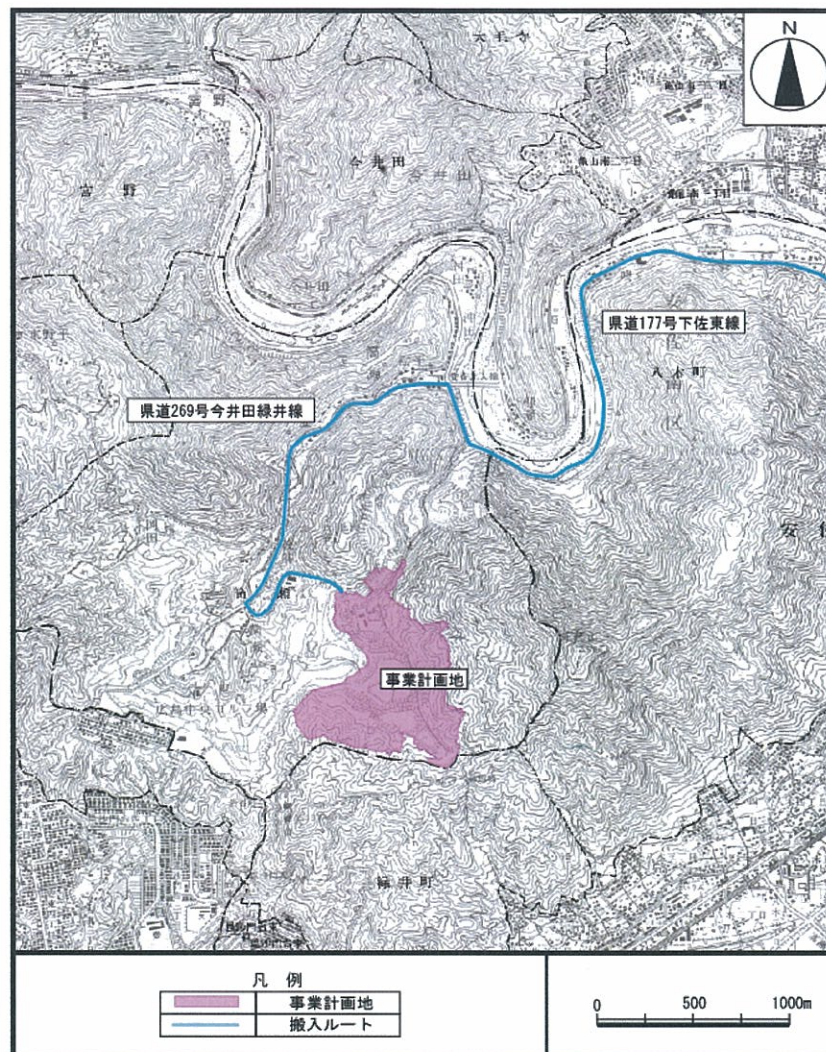


図 2-3.7 搬入ルート図

オ 埋立方法

埋立方法は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、図 2-3.8 に示す現行の埋立方法であるサンドイッチ工法を採用し、廃棄物一層の厚さを2mとし、中間覆土は0.5m、最終覆土は2mとする。また、廃棄物はコンパクタ等で十分に締め固めたのち、即日覆土を行う。

玖谷埋立地は、地形要因から埋立地が階段状となり、「土堰堤築造→廃棄物埋立→中間覆土」を繰り返しながら埋立処分を行い、廃棄物の飛散・流出などを防止する。

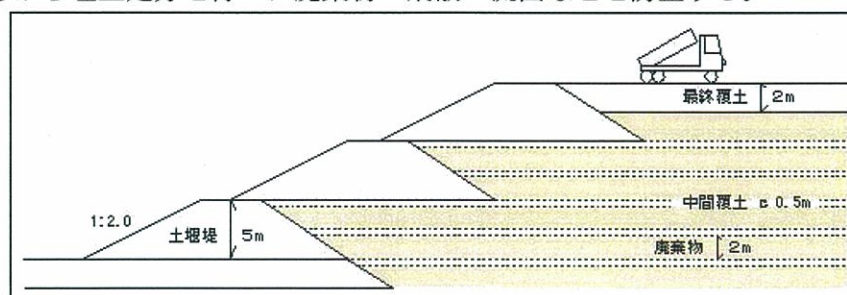


図 2-3.8 サンドイッチ工法

④ 跡地利用計画

埋立跡地は、運動広場等として整備する予定である。